

ブリッジ Bridge 10月号

トレンドニュース(令和4年8月分)

◆大阪労働局:有効求人倍率(季調値):1.28倍(前月比0.02P上昇)

「現下の雇用失業情勢は、求職者が引き続き高水準にあるなど、一部に厳しさがみられるものの、緩やかに持ち直しの動きがみられる。」

◆管内状況(ハローワーク大阪東、大阪中央労働基準監督署)

- ・新規求人数:9,430人と前年同月比2.9%増加。
- 新規求職申込件数:1,835人と前年同月比0.4%減少。

⇒新規求職者が2ヶ月連続で減少した一方、新規求人は5ヶ月連続で増加しており、人材確保は厳しさを増しています。10月の最低賃金改定のタイミングで求人条件を見直してみませんか？

◆労働災害発生状況(8月末速報値)

本年における大阪中央署管内での労働災害は、昨年と比較すると全産業において1,055件(前年同期622件)と433件の大幅な増加となっています。新型コロナウイルス感染症を除いても全産業497件(前年同期475件)22件の増加しています。死亡災害においても、既に3件(前年同期1件)が発生しており、事故の型別内訳は「墜落・転落」2件、「飛来・落下」1件です。

7月に1件、8月に2件と、連続して大きな労働災害が発生、建設現場に対し設置している設備等の点検についての【緊急要請】を行いました。各事業場におかれましても、今後の労働災害防止への取組をより一層、お願いします。

目次

《お知らせ情報》

- ◆人材確保・再就職・出向をサポート(公益財団法人 産業雇用安定センター 大阪事務所)
- ◆令和4年10月1日から**大阪府最低賃金 時間額1,023円**
地域別最低賃金額一覧(47都道府県)

《労働関係法等をわかりやすく解説 教えてJobees(ジョビーズ)》

- ◆第28回「最低賃金を下回ったらどうなるの？」

《お役立ち情報》

- ◆業務改善助成金(通常コース・特例コース)
- ◆人材開発支援助成金(人への投資促進コース)定額制訓練についてのご案内

《賃金情報等》

- ・職種別賃金情報・職種別登録者数(ハローワーク大阪東・大阪府)
- ・免許・資格を持つ登録者数と免許資格が必要な求人数(ハローワーク大阪東・大阪府)

ハローワーク大阪東

〒540-0011 大阪市中央区農人橋2-1-36
ピップビル1～3階

TEL 06-6942-4771



ハローワーク大阪東
ホームページ

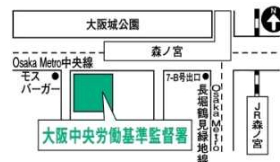


大阪中央労働基準監督署

〒540-0003 大阪市中央区森ノ宮中央1-15-10
(大阪中央労働総合庁舎4・5階)

TEL 監督 06-7669-8726

安全衛生 06-7669-8727 労災 06-7669-8728



ハローワーク大阪東 Monthly(マンスリー)

(業務月報: 令和4年8月内容)

(求人求職のバランス：原数値)

・新規求人数	: 9,430人	(前年同月比: +2.9 P)
・新規求職申込件数	: 1,835人	(前年同月比: ▲0.4 P)
・新規求人倍率	: 5.14倍	(前年同月比: +0.17 P)

1 新規求人状況(主要産業別)

※新規求人数(原数値)は前年同月比2.9%と、5か月連続で増加した。

(単位: 人、%)

産 業 計	3年					4年							
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
産 業 計	9,161 16.7	8,871 ▲1.1	10,250 ▲1.6	9,550 16.8	8,419 10.5	10,789 0.6	9,877 4.6	9,539 ▲0.5	10,030 4.9	9,485 12.0	9,730 13.7	10,021 3.9	9,430 2.9
建設業	929 4.3	873 ▲2.0	721 ▲20.9	970 2.1	781 2.1	642 ▲33.3	896 ▲13.8	779 ▲10.7	564 ▲19.9	831 ▲12.9	805 ▲10.5	630 14.1	807 ▲13.1
製造業	619 39.4	607 ▲10.5	647 35.9	671 54.6	588 14.2	624 25.1	710 48.5	735 18.9	518 6.4	669 46.4	757 42.6	630 9.2	647 4.5
情報通信業	894 65.6	843 43.1	938 50.1	912 62.9	891 95.8	852 37.0	791 24.0	655 6.2	742 9.1	866 42.7	708 ▲9.6	743 ▲23.6	984 10.1
運輸業、郵便業	112 ▲47.2	285 ▲7.8	1,063 3.2	149 ▲5.1	246 4.7	1,283 29.1	346 77.4	316 22.0	1,169 21.3	366 78.5	400 26.6	1,071 13.1	264 135.7
卸売業、小売業	809 ▲2.3	929 ▲8.3	1,030 6.7	993 ▲3.2	879 12.1	985 15.7	973 ▲5.7	861 ▲25.4	889 10.3	834 ▲9.9	1,027 22.4	864 1.6	1,000 23.6
学術研究、専門・ 技術サービス業	464 ▲7.9	587 11.0	497 9.5	543 22.3	582 34.1	635 30.7	501 ▲5.8	623 13.3	597 40.5	508 6.3	587 ▲28.9	687 24.9	547 17.9
宿泊業、飲食 サービス業	587 69.7	306 ▲48.6	1,268 20.4	717 114.7	336 ▲17.2	1,341 ▲2.3	644 111.1	532 10.1	1,409 19.9	774 114.4	533 109.0	1,367 17.6	621 5.8
生活関連サー ビス業、娯楽業	49 58.1	54 ▲70.8	101 ▲33.1	55 ▲25.7	67 ▲47.7	107 ▲15.7	45 ▲65.4	86 0.0	123 46.4	75 ▲21.9	120 0.8	114 208.1	137 179.6
教育、学 習支援	94 135.0	138 74.7	75 ▲19.4	128 34.7	224 135.8	101 ▲8.2	105 ▲7.9	192 32.4	101 7.4	106 51.4	182 7.1	91 78.4	112 19.1
医療、福祉	2,385 14.1	2,138 ▲2.1	1,908 ▲21.7	2,451 14.2	2,101 10.7	1,892 ▲25.6	2,384 6.8	2,266 ▲0.1	1,830 ▲20.2	2,341 13.5	2,401 33.8	1,812 ▲11.1	2,158 ▲9.5
サービス業 (他に分類 されないもの)	1,584 16.1	1,545 20.7	1,490 0.8	1,513 1.5	1,232 ▲6.4	1,585 11.6	1,518 2.0	1,644 1.6	1,477 11.9	1,648 4.1	1,707 20.5	1,519 6.8	1,613 1.8

(注) 1. パートタイム関係取扱数を含む。 2. 新規学卒者を除く。 3. 上段は原数値。 4. 下段は前年同月比。

2 新規求職申込件数(態様別)

※新規求職申込件数(全数)は2か月連続で減少。 ※「事業主都合離職者」は3か月連続の減少となった。

(単位: 件、%)

全 数	3年					4年							
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
新規求職 申込件数	1,843 13.5	1,761 0.1	2,006 3.8	1,734 25.3	1,559 21.5	2,093 22.2	2,016 ▲2.8	2,311 6.6	2,437 3.7	1,977 33.8	1,927 17.2	1,682 ▲20.9	1,835 ▲0.4
在職者	431 51.8	377 18.2	371 11.1	395 31.7	358 46.1	595 54.9	617 ▲6.8	666 12.3	383 19.7	367 31.1	384 17.4	288 ▲31.6	367 ▲14.8
離職者	1,162 ▲5.1	1,194 ▲8.3	1,384 ▲6.2	1,151 16.1	1,050 10.4	1,273 4.6	1,183 ▲6.9	1,403 ▲1.2	1,865 ▲1.8	1,427 28.2	1,375 13.8	1,267 ▲0.8	1,313 13.0
事業主都合 離職者	328 ▲28.2	299 ▲37.3	430 ▲21.5	304 ▲4.1	278 ▲7.9	344 ▲14.9	308 ▲24.3	376 ▲12.8	593 ▲15.8	390 11.1	331 ▲6.0	312 ▲23.0	322 ▲1.8
自己都合 離職者	747 7.9	825 9.4	854 1.9	753 22.0	700 19.5	828 13.0	774 ▲1.4	895 1.2	1,113 3.6	929 31.2	955 21.8	879 13.9	900 20.5
無業者	240 116.2	185 38.1	241 100.8	181 96.7	144 71.4	214 98.1	203 47.1	224 48.3	177 39.4	175 116.0	161 51.9	121 ▲71.1	145 ▲39.6

(注) 1. 新規求職者は、パートタイム関係取扱数を含み新規学卒者を除く。 2. 原数値、下段は前年同月比。
3. 在職者以下は、パートタイムを含み季節労働者を除く常用(雇用契約期間の定めがないか、又は4か月以上の雇用契約期間が定められているもの)のみであるため、新規求職者と各項目の足し上げとは合致しない。
4. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれている。

3 新規求職申込件数(年齢別・性別)

※「55歳以上」以外の男性、「24歳以下」「25～34歳」「55歳以上」の女性が減少。

(単位: 件、%)

令和4年8月 年齢	男女計		男		女	
	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比
年齢計(常用)	1,825	▲ 0.4	822	▲ 5.4	1,000	4.1
24歳以下	103	▲ 20.8	42	▲ 25.0	61	▲ 17.6
25～34歳	391	▲ 7.3	138	▲ 15.9	252	▲ 1.9
35～44歳	343	3.3	142	▲ 1.4	201	7.5
45～54歳	419	10.3	167	▲ 9.7	251	28.7
55歳以上	569	0.0	333	4.1	235	▲ 5.2

- (注) 1. パートタイムを含む季節労働者を除く常用(雇用契約期間の定めがないか、又は4か月以上の雇用契約期間が定められているもの)。
 2. 原数値。 3. 求職申込書における性別欄の記載が任意のため、男女計と男・女の足し上げとは必ずしも一致しない。
 4. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれている。

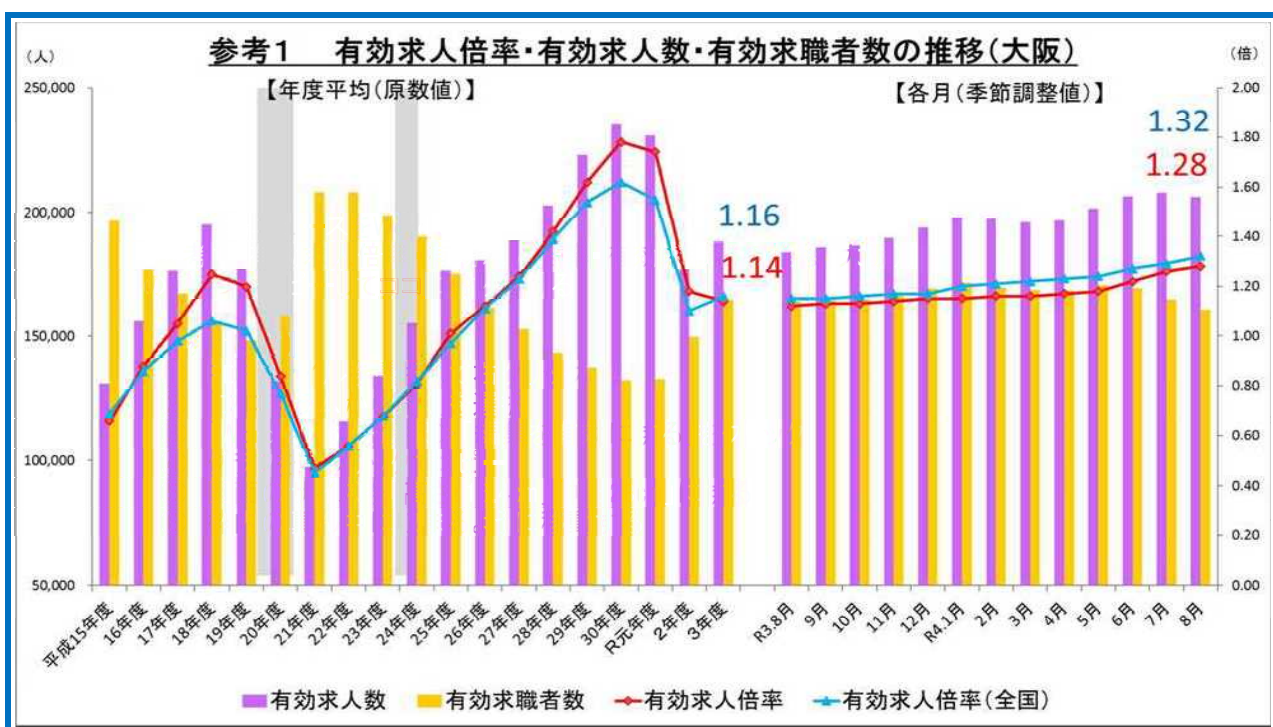
4 ハローワーク大阪東 就職件数の推移

(単位: 件、%)

	3年					4年							
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
就職件数	327	368	413	352	354	325	349	538	394	399	423	390	360
	▲ 15.9	5.7	▲ 1.4	▲ 5.6	16.4	17.8	▲ 5.4	▲ 5.6	▲ 12.2	5.8	0.2	1.6	10.1

- (注) 1. パートタイムを含む常用。 2. 新規学卒者を除く。 3. 原数値、下段は前年同月比。
 4. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、求職者がハローワークインターネットサービスの求人へ直接応募した就職件数が含まれている。

(参考 : 有効求人倍率・有効求人数・有効求職者数の推移《大阪労働局》)



(注) シャドー部分は景気後退期。

※出所 : 大阪労働局職業安定部職業安定課「大阪労働市場ニュース」

食料品製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業の皆様へ

令和5年4月1日から「職長等安全衛生教育」の対象業種が拡大されます！

労働安全衛生法第60条の規定により、事業者は、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者に対し、安全衛生教育（職長等安全衛生教育）を行わなければならないとされています。労働安全衛生法施行令第19条が改正され、その対象業種に、以下の業種が追加されます。

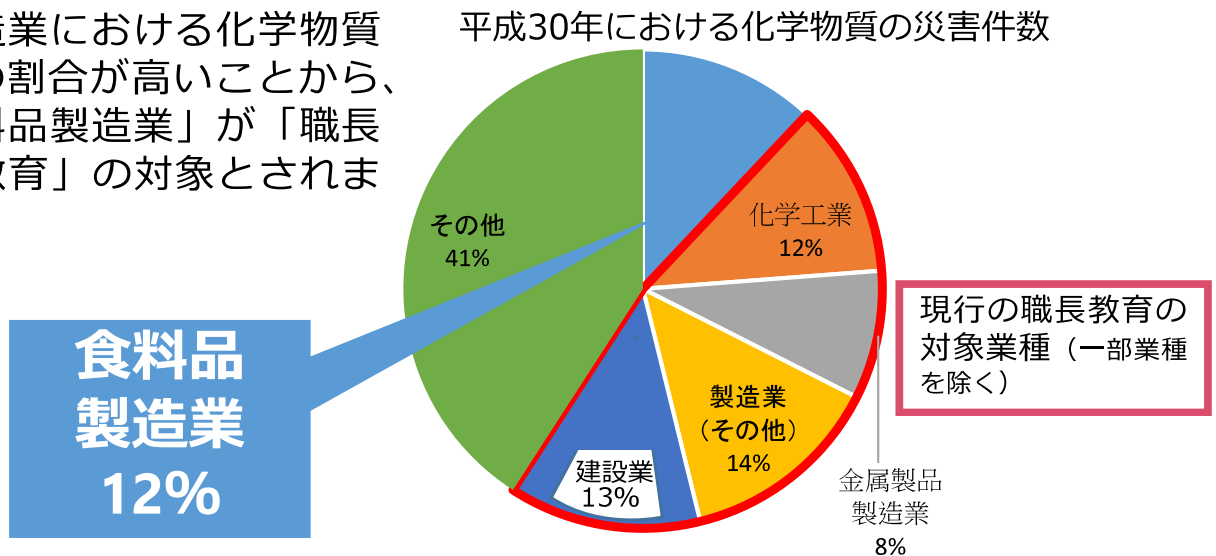
・ 食料品製造業

※食料品製造業のうち、うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業は、すでに職長等安全衛生教育の対象となっています。

・ 新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業

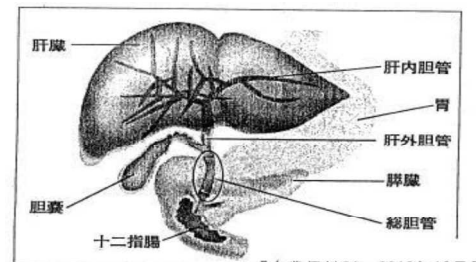
Q.「全ての食料品製造業」に拡大したのは、なぜ？

A.食料品製造業における化学物質による災害の割合が高いことから、「全ての食料品製造業」が「職長等安全衛生教育」の対象とされました。



Q.「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」が追加されたのは、なぜ？

A.平成24年3月に大阪府内にある印刷事業場の労働者が化学物質の使用により胆管がんを発症するなど、印刷関連業務における災害が発生していることから、「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」が「職長等安全衛生教育」の対象に追加されました。



Q.「職長」とは？

A.「職長」とは、事業場で部下の作業員を直接指揮監督し、作業の安全確保・遂行に責任を持ち、第一線において「安全」を実現する監督者のことです。班長、作業長などとも呼ばれ、「安全のキーパーソン」と言われています。



「職長等安全衛生教育」の実施機関一覧表

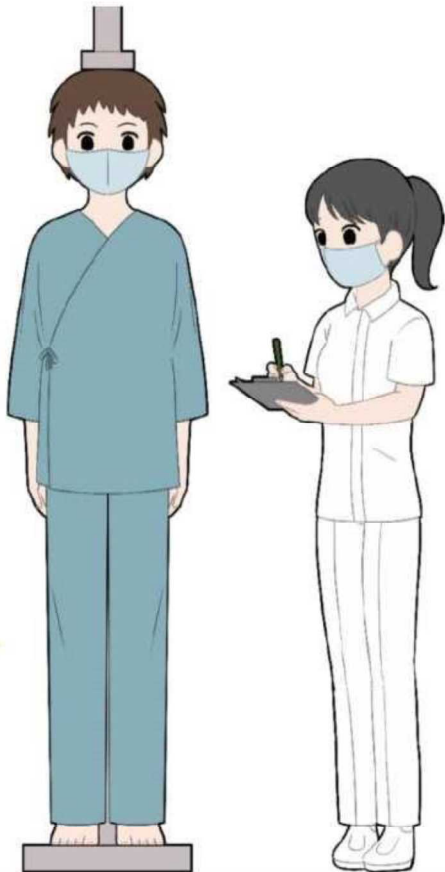
名 称	郵便番号	事務所所在地	電話番号
中央労働災害防止協会 近畿安全衛生サービスセンター	550-0001	大阪市西区土佐堀2-3-8	06-6448-3450
(公社)大阪労働基準連合会 本部	540-0033	大阪市中央区石町2-5-3 エル・おおさか南館4階	06-6942-7401
(公社)大阪労働基準連合会 大阪中央労働基準協会支部	540-0028	大阪市中央区常盤町2丁目1-12 関西労働衛生ビル7階	06-6941-3773
(一社)大阪南労働基準協会	557-0044	大阪市西成区玉出中2-11-4	06-6656-3443
(公社)大阪労働基準連合会 天満労働基準協会支部	530-0035	大阪市北区同心1-8-4 飯野ビル2階	06-6358-2749
大阪西労働基準協会	551-0031	大阪市大正区泉尾1-27-16 大正産業会館2階	06-7652-8221
(一社)西野田労働基準協会	554-0012	大阪市此花区西九条5-3-60	06-6462-4451
(一社)淀川労働基準協会	533-0013	大阪市東淀川区豊里2-24-2 東淀川産業会館2階	06-6195-3992
(一社)東大阪労働基準協会	577-0809	東大阪市永和1-6-16	06-6723-3450
(一社)岸和田労働基準協会	596-0073	岸和田市岸城町23-17	072-431-0321
堺労働基準協会	590-0063	堺市堺区中安井町3丁4-11 2階	072-233-5396
(公社)大阪労働基準連合会 北大阪労働基準協会支部	573-0023	枚方市東田宮1-6-4	072-846-2173
(一社)和泉大津地区労働基準協会	595-0024	泉大津市池浦町1-5-6	0725-32-0668
(公社)大阪労働基準連合会 茨木労働基準協会支部	567-0881	茨木市上中条2-5-37 すばるビル301	072-622-8487

「職長等安全衛生教育」を担当する講師養成講座【RST講座(一般コース)】の実施機関

名 称	郵便番号	事務所所在地	電話番号
中央労働災害防止協会 大阪安全衛生教育センター	586-0052	河内長野市河合寺423-6	0721-65-1821

実施内容等の詳細は、直接、掲載されている機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症が気になって
受診を控えている皆さまへ



定期的に 健診・検診を 受けましょう

健康診断の会場では換気や消毒を行うなど、
新型コロナウイルス感染症の感染防止対策※に努めています。

※「健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策について」
(公益社団法人全国労働衛生団体連合会等)

自覚症状が現れにくい、そんな病気は少なくありません。
だからこそ、定期的な健診と検診で健康状態をしっかりチェック。
自分の体をしっかり知るのが、健康維持の第一歩です。

- 受診の前には、体温を測定するなど、体調に問題がないことを確認して下さい。
- マスクの着用、受診前後の手洗いなどの感染対策をしっかりしましょう。

人材確保・再就職・ 出向をサポート

約500人のコンサルタントが全国対応。利用料・紹介料無料

産業雇用安定センターとは

人材を送り出す企業と人材を受け入れる企業との間で様々な

人材マッチングを支援している公的機関です。

約23万人の
実績

サービスのラインナップ

1

人材確保・再就職の 人材マッチング

専門性の高い人材を
雇いたい、人材を確保したい

マッチング

事業の整理・縮小を
検討している



2

キャリア 人材バンク

能力・技術を有する
高齢者の雇用を検討

マッチング

66歳以降もまだまだ
働きたい



3

人材育成・企業間交流の ための出向支援

新規分野開拓のために
経験者を受け入れたい

マッチング

他企業での就業経験に
より従業員の能力・技術
向上を図りたい



4

セミナー事業(有料)

- 新入社員研修・フォローアップ研修
- リーダーシップスキルアップセミナー
- マネジメントスキルアップセミナー
- ハラスメントセミナー など



公益財団法人

産業雇用安定センター 大阪事務所

ご利用時間 9:00～17:00
(土・日・祝日を除く)

〒540-6591 大阪府中央区大手前1-7-31 OMMビル4階

TEL 06-6947-7663 FAX 06-6949-4487

産業雇用

検索



知っていますか? 自分の最低賃金

大阪府 最低賃金

1,023円

時間額

令和4年 10月1日から

前年比 31円UP 

会社員、パート、
アルバイトの方、学生さんなど
働くすべての人と
雇う人のためのルールだよ!

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

中小企業事業者の皆さんへ

WEBで
確認!

最低賃金に関する特設サイト
<https://www.saiteichingin.info/>



最低賃金制度 検索

最低賃金に関するお問い合わせは大阪労働局または最寄りの労働基準監督署へ
大阪労働局ホームページアドレス <https://site.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/>

業務改善
助成金

最大
600万円
を助成

「最低賃金制度」って、

働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度のことだよ！

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。



確認の方法は？

確認したい賃金を時間額にして、最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(*2)

1 時間給の場合	<table border="1"><tr><td>時間給</td><td>≧</td><td>最低賃金額(時間額)</td></tr><tr><td>円</td><td></td><td>円</td></tr></table>	時間給	≧	最低賃金額(時間額)	円		円								
時間給	≧	最低賃金額(時間額)													
円		円													
2 日給の場合	<table border="1"><tr><td>日給</td><td>÷</td><td>1日の平均所定労働時間</td><td>=</td><td>時間額</td><td>≧</td><td>最低賃金額(時間額)</td></tr><tr><td>円</td><td></td><td>時間</td><td></td><td>円</td><td></td><td>円</td></tr></table>	日給	÷	1日の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)	円		時間		円		円
日給	÷	1日の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)									
円		時間		円		円									
3 月給の場合	<table border="1"><tr><td>月給</td><td>÷</td><td>1か月の平均所定労働時間</td><td>=</td><td>時間額</td><td>≧</td><td>最低賃金額(時間額)</td></tr><tr><td>円</td><td></td><td>時間</td><td></td><td>円</td><td></td><td>円</td></tr></table>	月給	÷	1か月の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)	円		時間		円		円
月給	÷	1か月の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)									
円		時間		円		円									

4 上記 1, 2, 3 が組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で
各手当（職務手当など）が
月給の場合

① 基本給（日給）→ 2 の計算で時間額を出す
② 各手当（月給）→ 3 の計算で時間額を出す
③ ①と②を合計した額 ≧ 最低賃金額（時間額）

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。
① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥ 精算手当、通勤手当および家族手当
(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で自分の地域の最低賃金をチェックしましょう！

業務改善助成金

最大600万円を助成

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行なった場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。



中小企業事業者の皆さんへ

賃金引き上げを支援する助成金を積極的に活用しましょう。

業務改善助成金の動画もあります。

詳しくは、こちら [業務改善助成金](#) 検索



支給の要件

- 1 事業場内最低賃金の引き上げ
 - 2 引き上げ後の賃金額の支払い
 - 3 生産性向上に資する機器・設備などを導入
 - 4 解雇、賃金引き下げ等の不交付事由がない
- 設備投資等に要した費用の一部を助成

助成金支給までの流れ

- 1 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出
- 2 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施
- 3 労働局に事業実施結果を報告
- 4 支給

専門家による無料相談を実施
賃金引き上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。
詳しくは、こちら [働き方改革推進支援センター](#) 検索

働き方改革推進支援資金
日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。
詳しくは、こちら [働き方改革推進支援資金](#) 検索

地域別最低賃金額一覧(47都道府県)

()内は、令和3年に改定された最低賃金額

都道府県名	最低賃金額(円)	引上げ額(円)	発効年月日
北海道	920 (889)	31	令和4年 10月2日
青森	853 (822)	31	令和4年 10月5日
岩手	854 (821)	33	令和4年 10月20日
宮城	883 (853)	30	令和4年 10月1日
秋田	853 (822)	31	令和4年 10月1日
山形	854 (822)	32	令和4年 10月6日
福島	858 (828)	30	令和4年 10月6日
茨城	911 (879)	32	令和4年 10月1日
栃木	913 (882)	31	令和4年 10月1日
群馬	895 (865)	30	令和4年 10月8日
埼玉	987 (956)	31	令和4年 10月1日
千葉	984 (953)	31	令和4年 10月1日
東京	1,072 (1,041)	31	令和4年 10月1日
神奈川	1,071 (1,040)	31	令和4年 10月1日
新潟	890 (859)	31	令和4年 10月1日
富山	908 (877)	31	令和4年 10月1日
石川	891 (861)	30	令和4年 10月8日
福井	888 (858)	30	令和4年 10月2日
山梨	898 (866)	32	令和4年 10月20日
長野	908 (877)	31	令和4年 10月1日
岐阜	910 (880)	30	令和4年 10月1日
静岡	944 (913)	31	令和4年 10月5日
愛知	986 (955)	31	令和4年 10月1日
三重	933 (902)	31	令和4年 10月1日

都道府県名	最低賃金額(円)	引上げ額(円)	発効年月日
滋賀	927 (896)	31	令和4年 10月6日
京都	968 (937)	31	令和4年 10月9日
大阪	1,023 (992)	31	令和4年 10月1日
兵庫	960 (928)	32	令和4年 10月1日
奈良	896 (866)	30	令和4年 10月1日
和歌山	889 (859)	30	令和4年 10月1日
鳥取	854 (821)	33	令和4年 10月6日
島根	857 (824)	33	令和4年 10月5日
岡山	892 (862)	30	令和4年 10月1日
広島	930 (899)	31	令和4年 10月1日
山口	888 (857)	31	令和4年 10月13日
徳島	855 (824)	31	令和4年 10月6日
香川	878 (848)	30	令和4年 10月1日
愛媛	853 (821)	32	令和4年 10月5日
高知	853 (820)	33	令和4年 10月9日
福岡	900 (870)	30	令和4年 10月8日
佐賀	853 (821)	32	令和4年 10月2日
長崎	853 (821)	32	令和4年 10月8日
熊本	853 (821)	32	令和4年 10月1日
大分	854 (822)	32	令和4年 10月5日
宮崎	853 (821)	32	令和4年 10月6日
鹿児島	853 (821)	32	令和4年 10月6日
沖縄	853 (820)	33	令和4年 10月6日
全国加重平均額	961 (930)	31	



雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。
使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。



最低賃金に関する特設サイト
<https://www.saiteichingin.info/>

WEBで確認!

最低賃金制度

検索



最低賃金を下回ったらどうなるの？

最低賃金法違反になり、50万円以下の罰金です。
仮に最低賃金を下回る約定をしたとしても無効です。

(<https://www.mhlw.go.jp/www2/topics/seido/kijunkyoku/minimum/minimum-10.htm>)

<Question>

そもそも最低賃金制度って何？

<Answer>

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

大阪府は令和4年10月1日
から1023円です。

最低賃金

- ・ 地域別最低賃金：都道府県ごとにすべての労働者及び使用者に適用
- ・ 特定最低賃金：都道府県ごとに特定の産業に従事する労働者及び使用者に適用

最低賃金のチェックの仕方

時給の場合： 時間給 \geq 最低賃金額（時間額）

日給の場合： 日給 \div 1日の所定労働時間 \geq 最低賃金額（時間額）

月給の場合： 月給 \div 1箇月平均所定労働時間 \geq 最低賃金額（時間額）

※以下の項目は最低賃金との比較時に含めない賃金の種類です

- ① 精皆勤手当/通勤手当/家族手当
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ④ 時間外・休日労働及び深夜労働に対する賃金

<https://pc.saiteichingin.info/>



中小企業・小規模事業者の状況に応じた支援制度を提案します！
～社会保険労務士などの専門家が無料でご相談に応じます～

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター

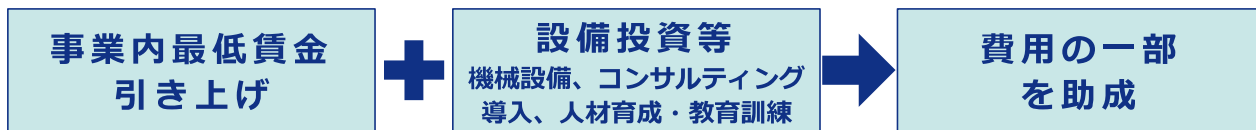
大阪市北区天満 2-1-30 大阪府社会保険労務士会館 5階
TEL:0120-068-116 受付:平日 9:00～17:00 (水曜のみ 18:00 まで)



業務改善助成金（通常コース）のご案内

「原材料高騰により利益が減少した事業者」への特例拡大など制度が充実します

業務改善助成金（通常コース）は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少している事業者に対しては、助成対象経費が拡大される特例が設けられています。



原材料費の高騰などで利益が減少した事業者に、特例を適用するなど、拡充を行いましたので、ぜひご利用ください。

拡充のポイント

1. 原材料高騰等の要因により利益が減少した事業者の特例が適用されます 新型コロナの影響で売上高等が減少した事業者が特例を受けやすくなります

(a) 特例対象事業者の追加	「原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により 利益率※が前年同月に比べ3%ポイント以上低下 した事業者」を特例の対象事業者に追加します。 ※売上高総利益率または売上高営業利益率（申請前3か月のうちの任意の1か月の総利益または営業利益の金額を売上高で除した率）
(b) 売上高等が減少している事業者の要件緩和	「新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少している事業者」の要件を緩和します。 ・売り上げ減少幅：「30%」→「 15% 」 ・売上高の比較対象期間：「2年前まで」→「 3年前まで 」
(c) 助成上限区分の緩和	(a)(b)いずれかの要件を満たす事業者は賃金引き上げ労働者数 10人以上の助成上限額区分 を利用できます。
(d) 助成対象経費の要件緩和	特例で助成対象経費となる自動車の要件を緩和します。 「定員11人以上」→「 定員7人以上又は車両本体価格200万円以下 」

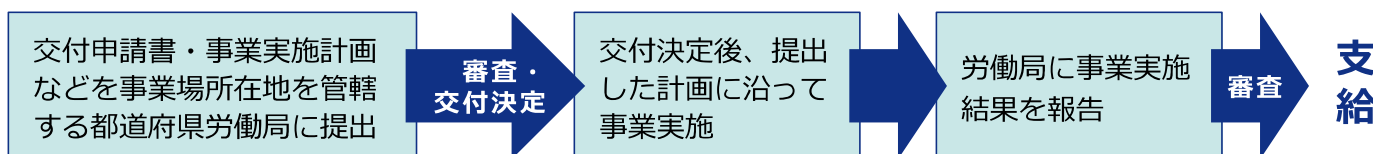
2. 最低賃金が低い事業者への助成率が引き上げられます

事業場内最低賃金	助成率	生産性※要件を満たした事業者の助成率	事業場内最低賃金	助成率	生産性※要件を満たした事業者の助成率
900円以上	3/4	4/5	920円以上	3/4	4/5
900円未満	4/5	9/10	870円以上 920円未満	4/5	9/10
			870円未満	9/10	9/10

※「生産性」とは、企業の決算書類から算出した労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

事業場内最低賃金920円未満の事業場も賃金引き上げ労働者数10人以上の助成上限額区分を利用できます。

助成金支給までの流れ



コース区分	引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の要件を両方満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下
		2～3人	50万円	
		4～6人	70万円	
		7人以上	100万円	
		10人以上※	120万円	
45円コース	45円以上	1人	45万円	
		2～3人	70万円	
		4～6人	100万円	
		7人以上	150万円	
		10人以上※	180万円	
60円コース	60円以上	1人	60万円	
		2～3人	90万円	
		4～6人	150万円	
		7人以上	230万円	
		10人以上※	300万円	
90円コース	90円以上	1人	90万円	
		2～3人	150万円	
		4～6人	270万円	
		7人以上	450万円	
		10人以上※	600万円	

※ 10人以上の上限額区分は、以下の①、②または③のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金920円未満の事業場

②生産量要件：

売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者

③物価高騰等要件：

原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1月の利益率が3%ポイント以上低下している事業者

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 事業完了の期限は、**令和5（2023）年3月31日**です。

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



日本政策金融公庫
店舗検索ページ

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください



業務改善助成金

検索

交付申請書等の提出先は管轄の**都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）**です

業務改善助成金（特例コース）のご案内

対象期間延長とともに

「原材料高騰により利益が減少した事業者」も助成対象になりました

『業務改善助成金特例コース』は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が30%以上減少した中小企業事業者等を支援する助成金です。

対象期間と申請期限を延長し、原材料費の高騰などで利益率が5%ポイント以上低下した事業者を対象に追加するなどの拡充を行いましたので、ぜひご活用ください。

拡充のポイント

1. 申請期限と賃上げ対象期間を延長します

	変更前	変更後
申請期限	令和4年7月29日まで	令和5年1月31日まで
賃上げ対象期間	令和3年7月16日から 令和3年12月31日まで	令和3年7月16日から 令和4年12月31日まで

- 申請日までに賃金の引き上げを完了している必要があります。
- 賃金引き上げ額が30円に満たない場合でも、申請時まで遡って追加の引き上げを行い、その差額が支払われた場合は30円以上の引き上げがされたものとして取り扱います。

2. 対象となる事業者を拡大し、助成率も引き上げます

助成対象事業者の追加	「原材料費の高騰など社会的・経済的環境変化等外的要因により 利益率※が前年同月に比べ5%ポイント以上低下した事業者 」を追加します。 ※売上高総利益率または売上高営業利益率（令和3年4月から令和4年12月のうち、任意の1か月の総利益または営業利益の金額を売上高で除した率）
売上高等の比較対象期間見直し	売上高等が30%以上減少した事業者の売上高等の比較対象期間を見直します。 見直し前：令和3年4月から【令和3年12月まで】 見直し後：令和3年4月から【 令和4年12月まで 】 ※比較対象期間を2年前まで→ 3年前まで に変更
助成率の引き上げ	【一律3/4】を、 事業場内最低賃金額が920円未満の事業者は【4/5】 に引き上げます。

対象となる事業者（事業場）

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 以下の①または②のいずれかを満たす事業者であること
 - ① 新型コロナウイルス感染症の影響で、売上高または生産量等を示す指標が、比較対象期間より30%以上減少している事業者
 - 比較する売上高等の生産指標：令和3年4月～令和4年12月の間の連続した任意の3か月間の平均値
 - 比較対象期間：前年、前々年または3年前の同期
 - ② **原材料費の高騰など社会的・経済的環境変化等外的要因により令和3年4月から令和4年12月のうち任意の1月における利益率が5%ポイント以上低下した事業者**
- 令和3年7月16日から令和4年12月31日までの間に、事業場内最低賃金を30円以上引き上げること
引き上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業者に限ります。

支給要件

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 就業規則等で、引き上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを定め、引き上げ後の賃金額を支払っていること
就業規則等がない場合は、「労働者の下限の賃金額についての申出書」の提出でも認められます。
- 生産性向上等に役立つ設備投資等を行い、その費用を支払うこと
生産性向上に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画に計上された経費（関連する経費）がある場合は、その費用も支払う必要があります。

特例コースの概要

助成額・助成率

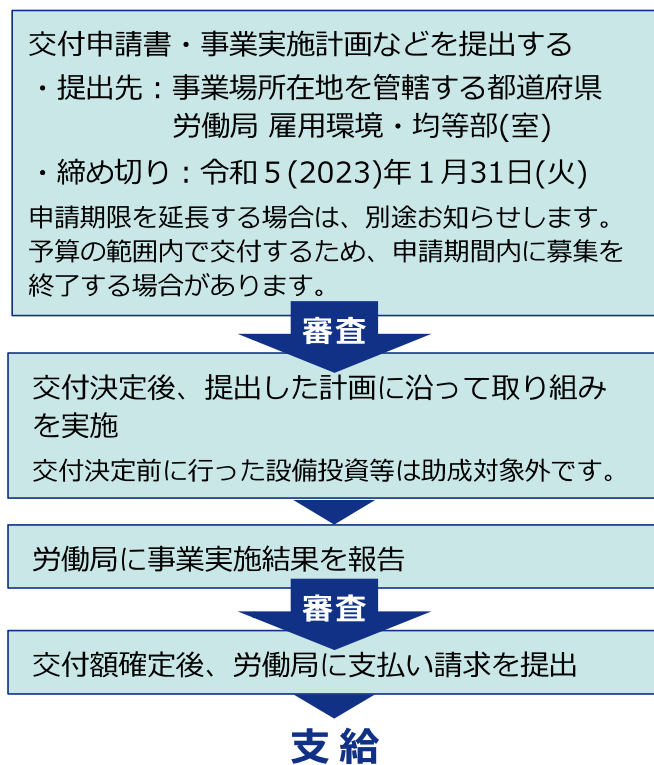
助成額	最大100万円 ※ 対象経費の合計額×助成率
助成率	事業場内最低賃金により異なります。 920円未満：4 / 5 920円以上：3 / 4

助成対象

A 生産向上等に資する設備投資等	機械設備※1、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など ※1：PC、スマホ、タブレットの新規購入、乗車定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の自動車なども対象（自動車は乗車定員11人以上から拡充）
B 業務改善計画に計上された関連する経費※2	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

※2：「関連する経費」への助成は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます

助成金支給までの流れ



助成額の上限

引き上げる労働者数	上限額
1人	30万円
2人～3人	50万円
4人～6人	70万円
7人以上	100万円

[参考]

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

担当部署：
各都道府県日本政策金融公庫



助成金の要綱・要領や、申請書の様式、記載例等はウェブサイトからダウンロードできます。

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください



業務改善助成金 検索

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です

人材開発支援助成金(人への投資促進コース) 定額制訓練についてのご案内

- 「人への投資」を加速化するため国民の方からのご提案を形にした訓練コースです。

その中でも定額制訓練は、労働者の多様な訓練の選択・実施を可能にする **定額受け放題研修サービス※(サブスクリプション)** が対象。

※ 1 訓練当たりの対象経費が明確でなく、複数の訓練を受けられるeラーニング及び同時双方向型の通信訓練です。

○助成率・助成額

訓練にかかる受講料、オプション経費(初期設定費用など)が助成対象となります。

経費助成率	中小企業 45% (+15%) 大企業 30% (+15%) () 内は生産性の向上が認められた場合に加算
助成額 (限度額)	定額制訓練は、受講者1人当たりの限度額は設定していません。 人への投資促進コースとして、 1年度当たり1500万円 が上限です。

○対象となる事業主

雇用保険適用事業所の事業主であること
従業員への賃金を適正に支払っていること、訓練にかかる受講料を全て負担していることなど

○対象者

正規・非正規雇用で雇用保険被保険者の従業員であること

支給の流れや活用例は裏面へ

○助成金支給の流れ

①事業内計画の作成等 → ②計画届提出 → ③訓練実施 → ④支給申請

①事業内計画の作成等

「事業内職業能力開発計画」の作成、「職業能力開発推進者」を選定

②計画届提出

訓練実施計画届と年間職業能力開発計画を、契約期間初日から起算して1ヶ月前までに提出

③訓練実施

労働時間内で、対象労働者の受講時間数を合計した時間が10時間以上必要（終了した訓練の時間数の合計が、1人につき1時間以上は必要です）

④支給申請

訓練終了日の翌日から2ヶ月以内に支給申請書と必要な書類を提出して下さい。

※ 法人単位で契約し、複数の適用事業所の労働者が利用している場合は、主たる適用事業所から申請してください。

（ここでいう主たる適用事業所は、利用する被保険者が最も多い事業所のこと）

○活用例

課題

様々なコンテンツの中から、従業員1人ひとりに合った訓練を行い、**知識を深めてほしい!**



訓練

- 訓練コース 営業職研修受け放題講座（40名）
 - 訓練内容 新入社員から管理職までの幅広い層に対応した営業職に関するeラーニング訓練。
- 訓練経費 : **42万円**
(1名~50名まで1か月3.5万円×12月の料金)

助成金を活用

助成内容（中小企業の場合）・成果

- 助成率・額 **経費助成：45%**
- 助成額（左記の訓練内容の場合の例）
経費助成：189,000円
- 成果
1つの訓練契約で幅広い層に訓練を行うことができ、**企業全体の生産性向上に繋がった。**



● 支給要件の詳細や具体的な手続きは下記までお問い合わせください。

問い合わせ先 **大阪労働局 助成金センター** (Tel.06-7669-8900)

受付時間 8:30~17:15/土・日・祝日・年末年始休み

人材開発支援助成金

検索



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/ko_you_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

フルタイムの賃金情報

2022年 8月度

ハローワーク大阪東	月間有効 求人数	月間有効 求職者数	有効求人 倍率	求職賃金 (千円)	求人賃金(千円)	
					下限	上限
職業計	16,184	7,926	2.04	246	222	300
管理的職業	128	44	2.91	390	273	337
専門的・技術的職業	5,505	1,266	4.35	275	247	375
開発技術者	226	43	5.26	327	237	398
製造技術者	169	77	2.19	231	245	389
建築・土木・測量技術者	1,171	66	17.74	300	270	464
情報処理・通信技術者	1,927	251	7.68	364	245	421
医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	85	22	3.86	350	314	461
保健師、助産師、看護師	400	149	2.68	279	261	307
医療技術者	234	55	4.25	260	248	303
その他の保健医療の職業	139	50	2.78	248	191	241
社会福祉の専門的職業	727	128	5.68	211	228	275
美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	88	218	0.40	247	220	332
事務的職業	1,981	2,367	0.84	240	199	245
一般事務の職業	1,102	1,901	0.58	241	198	247
会計事務の職業	337	200	1.69	237	195	232
営業・販売関連事務の職業	333	161	2.07	248	207	254
販売の職業	2,348	568	4.13	268	218	287
商品販売の職業	765	178	4.30	234	205	246
販売類似の職業	36	15	2.40	250	231	265
営業の職業	1,547	375	4.13	282	226	312
サービスの職業	2,420	584	4.14	234	214	250
介護サービスの職業	1,047	173	6.05	224	217	243
保健医療サービスの職業	126	29	4.34	205	180	210
生活衛生サービスの職業	118	66	1.79	228	195	279
飲食物調理の職業	491	143	3.43	256	233	278
接客・給仕の職業	418	91	4.59	251	217	269
居住施設・ビル等の管理の職業	121	36	3.36	193	178	192
保安の職業	485	32	15.16	200	187	207
生産工程の職業	903	311	2.90	218	208	288
金属材料製造、金属加工、鋳属溶接・溶断の職業	194	53	3.66	216	206	284
製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	265	102	2.60	198	201	260
輸送・機械運転の職業	1,077	173	6.23	249	209	259
自動車運転の職業	816	126	6.48	269	217	261
建設・採掘の職業	476	64	7.44	261	230	376
建設の職業(建設躯体工事の職業を除く)	180	33	5.45	266	227	393
電気工事の職業	128	19	6.74	264	221	330
運搬・清掃等の職業	845	614	1.38	210	195	227
運搬の職業	561	137	4.09	226	203	252
清掃の職業	170	85	2.00	207	191	208
IT関連職業合計	2,316	537	4.31	290	243	414
福祉関連職業合計	2,078	440	4.72	250	232	270
(うち介護関係)	1,512	247	6.12	220	223	259

2022年 8月度

大阪府	月間有効 求人数	月間有効 求職者数	有効求人 倍率	求職賃金 (千円)	求人賃金(千円)	
					下限	上限
職業計	114,505	101,985	1.12	232	220	294
管理的職業	874	627	1.39	323	284	365
専門的・技術的職業	31,507	16,431	1.92	252	236	331
開発技術者	1,363	636	2.14	272	234	388
製造技術者	1,060	1,292	0.82	241	224	342
建築・土木・測量技術者	4,192	804	5.21	282	260	436
情報処理・通信技術者	7,798	2,817	2.77	257	246	423
医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	418	206	2.03	352	310	423
保健師、助産師、看護師	4,102	1,968	2.08	269	256	306
医療技術者	1,750	727	2.41	253	240	295
社会福祉の専門的職業	6,248	1,887	3.31	222	219	257
美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	440	2,583	0.17	237	216	310
事務的職業	10,582	27,826	0.38	215	197	249
一般事務の職業	6,531	22,384	0.29	211	194	242
会計事務の職業	1,244	2,319	0.54	225	205	264
営業・販売関連事務の職業	1,660	1,909	0.87	236	200	254
販売の職業	12,059	7,280	1.66	253	222	306
商品販売の職業	4,413	2,790	1.58	223	210	282
営業の職業	7,190	4,344	1.66	268	227	311
サービスの職業	23,176	8,191	2.83	218	218	271
介護サービスの職業	9,477	2,894	3.27	211	212	243
保健医療サービスの職業	1,120	374	2.99	194	182	214
生活衛生サービスの職業	4,023	912	4.41	214	236	316
飲食物調理の職業	4,928	1,662	2.97	239	217	275
接客・給仕の職業	2,579	1,275	2.02	221	224	292
居住施設・ビル等の管理の職業	538	458	1.17	197	193	209
保安の職業	3,600	558	6.45	189	181	200
生産工程の職業	9,874	4,874	2.03	229	204	289
金属材料製造、金属加工、鋳属溶接・溶断の職業	3,125	1,089	2.87	238	206	291
製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	2,086	1,396	1.49	213	201	262
機械組立の職業	997	563	1.77	225	203	308
機械整備・修理の職業	1,796	416	4.32	249	202	288
生産関連・生産類似の職業	1,070	994	1.08	229	212	331
輸送・機械運転の職業	9,063	3,216	2.82	259	231	292
自動車運転の職業	7,028	2,296	3.06	268	239	300
建設・採掘の職業	7,599	1,198	6.34	268	226	354
建設の職業(建設躯体工事の職業を除く)	2,238	470	4.76	280	220	349
電気工事の職業	1,483	367	4.04	252	221	343
運搬・清掃等の職業	5,936	9,349	0.63	211	205	252
運搬の職業	3,495	2,559	1.37	230	210	262
清掃の職業	1,008	1,192	0.85	196	196	227
IT関連職業合計	10,191	6,353	1.60	243	239	404
福祉関連職業合計	18,828	6,308	2.98	241	227	265
(うち介護関係)	13,475	3,849	3.50	214	217	251

パートタイムの賃金情報

2022年 8月度

ハローワーク大阪東	月間有効 求人数	月間有効 求職者数	有効求人 倍率	求職賃金 (円)	求人賃金(円)	
					下限	上限
職業計	8,948	4,201	2.13	1,072	1,123	1,233
専門的・技術的職業	1,180	466	2.53	1,284	1,462	1,700
医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	31	30	1.03	3,600	2,025	2,075
保健師、助産師、看護師	432	108	4.00	1,433	1,595	1,794
社会福祉の専門的職業	333	89	3.74	1,097	1,233	1,382
美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	55	61	0.90	1,130	1,078	1,463
その他の専門的職業	171	73	2.34	1,355	1,549	1,938
事務的職業	941	949	0.99	1,063	1,087	1,238
一般事務の職業	615	820	0.75	1,064	1,094	1,297
会計事務の職業	133	42	3.17	1,000	1,079	1,133
営業・販売関連事務の職業	107	28	3.82	1,083	1,106	1,230
販売の職業	447	160	2.79	1,071	992	1,052
商品販売の職業	412	134	3.07	1,024	978	1,034
営業の職業	33	21	1.57	1,267	1,273	1,437
サービスの職業	3,659	440	8.32	1,053	1,092	1,202
介護サービスの職業	1,302	116	11.22	1,049	1,186	1,322
保健医療サービスの職業	70	25	2.80	—	1,068	1,179
生活衛生サービスの職業	58	36	1.61	1,100	1,131	1,425
飲食物調理の職業	1,066	94	11.34	1,022	1,028	1,139
接客・給仕の職業	704	80	8.80	1,035	1,073	1,191
居住施設・ビル等の管理の職業	304	44	6.91	1,037	1,006	1,013
保安の職業	368	25	14.72	1,008	1,039	1,084
生産工程の職業	178	63	2.83	1,013	1,060	1,125
金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業	9	7	1.29	1,100	1,023	1,040
物品製造・加工処理の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	106	31	3.42	1,000	1,015	1,076
輸送・機械運転の職業	189	50	3.78	1,119	1,139	1,168
自動車運転の職業	170	47	3.62	1,134	1,100	1,120
建設・採掘の職業	17	7	2.43	964	1,350	1,700
運搬・清掃・包装等の職業	1,955	775	2.52	1,003	1,027	1,055
運搬の職業	159	39	4.08	1,037	1,064	1,219
清掃の職業	1,369	181	7.56	1,001	1,026	1,037
その他の運搬・清掃・包装等の職業	339	543	0.62	1,000	1,015	1,071
IT関連職業合計	116	106	1.09	1,055	1,118	1,424
福祉関連職業合計	2,028	276	7.35	1,135	1,315	1,481
(うち介護関係)	1,543	147	10.50	1,087	1,205	1,344

注)

- 求人倍率は、求職者一人当たりの求人数を意味します。
- 「職業計」には、「農林漁業の職業」「分類不能の職業」を含みます。
- 臨時(期間の定めがあり、4か月以内と短いもの)は含まれません。
- 「—」は該当なし。
- 「求人賃金」は1ヶ月間に受理した求人賃金の、最低額と最高額のそれぞれの平均です。額は「基本給」+「定期的に支払われる手当(時間外手当等は含まず。)
- 「求職者希望賃金」は、1ヶ月間に新たに求職申込みをした人の税込み希望賃金の平均額です。
- 「(うち介護関係)」とは、福祉介護職のうち看護師、理学療法士・作業療法士等を除いた社会福祉専門の職業、ホームヘルパー、家事の介助等。
- 求人数、求職者数ともに少ない職種は省略しています。

2022年 8月度

大阪府	月間有効 求人数	月間有効 求職者数	有効求人 倍率	求職賃金 (円)	求人賃金(円)	
					下限	上限
職業計	70,301	61,303	1.15	1,072	1,128	1,238
専門的・技術的職業	11,079	6,047	1.83	1,355	1,444	1,642
医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	295	227	1.30	2,215	2,089	2,510
保健師、助産師、看護師	3,147	1,526	2.06	1,546	1,640	1,822
医療技術者	975	371	2.63	1,495	1,782	2,063
その他の保健医療の職業	481	258	1.86	1,353	1,201	1,386
社会福祉の専門的職業	4,646	1,381	3.36	1,098	1,181	1,293
美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	290	517	0.56	1,131	1,033	1,254
事務的職業	6,579	12,726	0.52	1,056	1,064	1,194
一般事務の職業	4,691	10,934	0.43	1,051	1,061	1,189
会計事務の職業	461	679	0.68	1,091	1,092	1,242
生産関連事務の職業	478	212	2.25	1,055	1,030	1,126
営業・販売関連事務の職業	430	418	1.03	1,109	1,088	1,253
販売の職業	2,811	2,689	1.05	1,035	1,029	1,141
商品販売の職業	2,548	2,381	1.07	1,025	1,021	1,126
営業の職業	193	269	0.72	1,111	1,131	1,280
サービスの職業	29,728	6,676	4.45	1,044	1,074	1,174
介護サービスの職業	11,258	2,007	5.61	1,069	1,174	1,337
保健医療サービスの職業	863	278	3.10	1,070	1,069	1,170
生活衛生サービスの職業	1,137	451	2.52	1,090	1,019	1,222
飲食物調理の職業	11,231	1,760	6.38	1,011	1,009	1,052
接客・給仕の職業	2,854	1,039	2.75	1,037	1,023	1,094
居住施設・ビル等の管理の職業	1,015	524	1.94	1,000	1,013	1,022
その他のサービスの職業	1,149	567	2.03	1,086	1,046	1,168
保安の職業	2,726	371	7.35	1,025	1,025	1,081
生産工程の職業	2,427	1,212	2.00	1,086	1,039	1,150
金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業	299	185	1.62	1,161	1,090	1,276
製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	1,360	571	2.38	1,023	1,020	1,102
輸送・機械運転の職業	2,077	926	2.24	1,051	1,102	1,175
自動車運転の職業	1,907	731	2.61	1,043	1,090	1,164
建設・採掘の職業	203	169	1.20	1,204	1,348	1,625
運搬・清掃等の職業	12,484	12,990	0.96	1,005	1,034	1,072
運搬の職業	1,581	866	1.83	1,015	1,094	1,193
清掃の職業	7,173	2,829	2.54	1,000	1,025	1,047
包装の職業	560	189	2.96	997	1,014	1,074
その他の運搬・清掃・包装等の職業	3,170	9,106	0.35	1,007	1,030	1,087
IT関連職業合計	686	1,193	0.58	1,171	1,118	1,407
福祉関連職業合計	17,496	4,306	4.06	1,235	1,312	1,479
(うち介護関係)	13,723	2,549	5.38	1,075	1,177	1,331

免許・資格を持つ登録者数と免許資格が必要な求人数（主な資格のみ掲載）

2022年8月時点

免許・資格名	免許資格別求職者数		免許資格別求人数		免許・資格名	免許資格別求職者数		免許資格別求人数	
	大阪	大阪東	大阪	大阪東		大阪	大阪東	大阪	大阪東
第一種電気主任技術者	4	0	42	1	TOEIC(600点～)	237	26	61	15
第三種電気主任技術者	62	5	306	7	日本語検定1級	276	38	9	4
1級電気工事施工管理技士	45	3	64	10	日本語検定3級	87	3	1	0
2級電気工事施工管理技士	26	3	58	12	日商簿記1級	144	9	17	6
一級建築士	80	10	347	76	日商簿記2級	1,829	166	280	62
二級建築士	189	14	326	44	日商簿記3級	2,082	193	378	65
1級建築施工管理技士	81	7	398	71	簿記能力検定(全経2級)	119	12	13	5
2級建築施工管理技士	52	7	356	64	運行管理者(貨物)	171	6	60	3
1級土木施工管理技士	101	7	591	258	メディカルクラーク(医療事務技能審査)	67	4	18	6
2級土木施工管理技士	74	3	612	255	医療事務資格	348	24	92	3
1級造園施工管理技士	15	2	39	6	登録販売者(一般医薬品)	209	11	36	2
薬剤師	268	22	494	69	理容師	53	4	2,034	9
保健師	190	18	210	14	美容師	616	58	2,780	44
助産師	74	8	38	1	ネイリスト技能検定試験2級	44	4	13	0
看護師	1,892	160	5,089	552	ネイリスト技能検定試験3級	51	3	30	0
准看護師	461	19	2,698	350	調理師	1,386	116	2,504	170
臨床検査技師	110	7	128	23	警備員検定試験(1級)	1	0	15	0
理学療法士	137	15	714	54	警備員検定試験(2級)	5	1	39	0
作業療法士	74	5	607	53	大型自動車免許	1,152	56	1,346	62
歯科技工士	53	1	33	2	大型自動車第二種免許	409	20	409	10
歯科衛生士	276	18	505	49	普通自動車免許	35,268	2,145	4,146	418
診療放射線技師	54	2	68	7	普通自動車第二種免許	450	33	2,089	240
言語聴覚士	32	4	276	21	大型特殊自動車免許	193	10	66	3
管理栄養士	305	19	586	33	自動二輪車免許	1,055	51	77	6
栄養士	819	60	2,110	111	原動機付自転車免許	397	14	705	95
あん摩マッサージ指圧師	21	2	308	31	牽引免許	303	10	295	3
はり師	95	11	337	35	フォークリフト運転技能者	3,413	138	2,586	375
きゅう師	86	11	260	12	中型自動車免許	446	16	1,892	78
柔道整復師	111	15	418	43	中型自動車第二種免許	46	4	144	0
臨床心理士	16	0	62	21	8トン限定中型自動車免許	479	9	920	41
社会福祉士	259	14	1,089	127	危険物取扱者(乙種)	901	48	213	27
介護福祉士	1,720	107	7,511	723	危険物取扱者(丙種)	85	5	32	6
保育士	2,117	130	3,655	299	溶接技能者	27	3	64	3
ホームヘルパー1級	53	4	500	104	ガス溶接技能者	385	19	166	0
ホームヘルパー2級	1,709	83	5,806	499	アーク溶接技能者(基本級)	190	11	76	3
精神保健福祉士	88	4	360	34	二級自動車整備士	100	7	242	13
介護支援専門員(ケアマネージャー)	401	26	1,259	121	三級自動車整備士	61	4	224	6
介護職員基礎研修修了者	57	5	299	44	自動車検査員	20	0	32	0
福祉用具専門相談員	102	5	65	18	2級ボイラー技士	163	11	93	26
介護職員初任者研修修了者	932	62	9,598	856	クレーン・デリック運転士(クレーン限定)	115	1	73	8
介護職員実務者研修修了者	401	31	3,694	339	移動式クレーン運転士	222	9	150	1
税理士	20	2	27	9	小型移動式クレーン運転技能者	246	15	123	5
社会保険労務士	85	10	67	30	車両系建設機械(基礎工専用)運転技能者	36	0	52	10
幼稚園教諭免許(専修・1種・2種)	1,623	85	985	32	車両系建設機械(整地・運搬・積込用及び掘削用)運転技能者	125	3	173	13
小学校教諭免許(専修・1種・2種)	367	15	524	43	玉掛技能者	1,277	50	794	32
中学校教諭免許(専修・1種・2種)	619	54	226	5	第一種電気工事士	167	12	377	37
宅地建物取引士(旧:宅地建物取引主任者)	789	74	624	92	第二種電気工事士	688	41	1,099	111
管理業務主任者	74	6	27	7	足場の組立て等作業主任者	69	2	95	3
実用英語技能検定2級	707	70	39	11	1級管工事施工管理技士	23	1	89	21
TOEIC(730点～)	514	65	12	1	2級管工事施工管理技士	24	3	103	16